

報告 1

平城宮跡の史跡指定

奈良文化財研究所 文化遺産部長 内田 和伸

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました文化遺産部長の内田和伸です。

「平城宮跡の史跡指定」というタイトルでお話しさせていただきます。少し堅苦しい感じのする制度のお話もあって恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日のお話は明治になってからのお話で、文化財保護法の前身の一つである史蹟名勝天然紀念物保存法が大正 8 年（1919）に制定され、その 3 年後の大正 11 年（1922）には平城宮跡が史跡指定されまして、指定前後で最初の保存整備工事が行われた時までのお話をいたします。なお、現在は「史跡」「天然記念物」と記しますが、史蹟名勝天然紀念物保存法では「史蹟」と「天然紀念物」と記しますのでご注意ください。

1. 明治期における史跡保存の制度

明治維新で大政奉還、版籍奉還、社寺上地、廢藩置県などが行われ、土地制度や税制度の改革が進められていきました。このような改革に伴い、土地の開墾や私有化が進み、江戸時代に人々が遊覧し維持してきた名所・旧跡、今でいう史跡や名勝の保存が危ぶまれました。古来よりの名所・旧跡は江戸時代には無税地であったものが多く、こうした土地について税金をかけるかどうかを決める大蔵省が、破壊したり、むやみに木を伐採したりする



図1 明治 6・7 年に公園となった城跡・社寺境内・景勝地・大名庭園

ことのないように指示を出しました。これが近代になって最初の、後の史跡名勝に対する保護措置になります。それは意外にも大蔵省が出たというものでした。

明治 6 年（1873）1 月、政府は公園設置を制度化し、大都市にあってこうした名所・旧跡である社寺境内や景勝地のほか、近世の城跡、大名庭園なども公園になり、文化遺産の活用が図られるようになりました。例えば、東京では上野の寛永寺旧境内が皆様ご

存じの上野公園になったのです。地方では図 1 に示したような近世城跡や社寺境内、景勝地、大名庭園が明治 6・7 年（1873・1874）には公園となり活用され始め、後に法制度が整ってから史跡や名勝に指定され、文化財としての保護が図られるということになります。

明治 6 年（1873）11 月には内務省が設置され、こうした業務が大蔵省から内務省に引き継がれました。その業務には都市部の公園という位置づけにはなされなかった名所や旧跡を、公園と同じく国税・地方税のかからない国有地第三種という国有地にするという業務も含まれていました。図 2 は奈良県橿原市の本薬師寺跡ですが、今も東西の両塔跡だけはこの頃の成果で国有地として保護されております。

ただし、この土地制度を利用した名所・旧跡の保護業務は、明治 22 年（1889）に地租改正という土地制度や税制の改革が完了したことで終了してしまいました。残念ながらこの時期に田んぼの中の平城宮跡が遺跡として認知されることもなく、都市部にもないため公園制度が使われるということもなかったのです。

明治半ばには、地租改正事業が終了し、遺跡を新たに保護する方法や法律もなかったため、帝国議会では明治 30 年（1897）から明治 32 年（1899）の間に古墳、墓、名勝地、旧跡地、宮跡の保存に関する建議が提出されでは可決されていましたが、立法には至りませんでした。国土開発も盛んになった明治後半、内務省は遺跡を守る法律を作れず、法的根拠のない状況ではその意向を伝えるだけで具体的な対応は府県に任せざるを得ない状況でした。

一方、地域社会はどうだったかというと、日露戦争後の荒廃した市町村の財政の立て直しと、国家主義で民心の統合を目指す内務省主導の運動、すなわち地方改良運動が始まっています。図 3 に示すように、この時期、納税組合の設置、青年団や在郷軍人会の組織化



図 2 本薬師寺跡（奈良県橿原市）



図 3 内務省による地方改良運動

や御真影の下付（天皇の写真をさずけること）が進み、郷土史編さんも盛んになりました。古い小学校などにあった懐かしい二宮尊徳像を示しておりますけれども、その背景にある報徳思想や国民道徳の宣揚もあり、名所・旧跡の保存も地方改良運動の一環として国民教化の上で重要な課題とされました。そして、各地の名所・旧跡の顕彰会などによる活動が活発になりました。地域を愛する気持ちは一つに収斂して国家を愛する気持ちに繋がると考えられたのです。

やがてナショナリズムの高揚を背景に、植物学者の三好学（図4）は、歴史的意義のある名木の保存を学術的価値以上に郷土の歴史的意味を有するものとして強調しました。そして、三好の主張する保存の対象は、珍しい動植物、鉱物や景勝地、さらに天然紀念物へと拡大していきました。

一方、紀州徳川家の徳川頼倫（図5）の私設図書館である南葵文庫（東京麻布）は当時の役人や学者が集う学術文化的なサロンになっていました。そこでは史蹟史樹保存茶話会が開かれまして、歴史的に価値のある樹木「史樹」の保存についても議論がされているところでした。

明治44年（1911）、三好が招かれて南葵文庫で講演をしたことを機に、天然紀念物と史蹟の両者の保存の動きが愛郷愛国の強い色彩の下に統合されました。これにより、3月には徳川らが建議した「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」が帝国議会で可決され、その後の茶話会では新たに名勝が加わり、目指す保存の対象が史蹟・名勝・



図4 三好学（1862-1939）の肖像



図5 徳川頼倫（1872-1925）

天然紀念物となりました。

歴史や文化、自然に関わって土地と結びついた不動産の文化財を史蹟、名勝、天然紀念物と呼び、その保存を目的とした「史蹟名勝天然紀念物保存法」は、大正 8 年（1919 年）に公布、施行されました。現状変更の許可制度などは今に通じる内容を持っています。この法律と「国宝保存法」および「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」を統合・拡充して、昭和 25 年（1950）に制定されたのが現在につながる文化財保護法になります。

2. 宮跡の保存の時代的背景

日本が幕末から明治初年に歐米列強と結んだ不平等条約の改正は、明治期の日本にとって極めて重要な政治的課題でありました。その課題解決のためには、日本が世界の一等国にならなければならず、そのためには鹿鳴館のように外面向的に歐米の模倣をするのではなく、イギリス王室などのように独自の歴史や固有の文化的伝統を誇示する必要がありました。このため、神武創業の地たる奈良では神武天皇陵などの陵墓の整備、神武天皇を祭る橿原神宮の創建、皇室と関わりの深い名所の保護、古代の社寺の復興、南朝旧跡の顕彰などが行われ、皇室の権威伸張が図られました。

こうした中で、歴代天皇の陵墓については江戸時代から場所の特定や保存管理、整備が行われてきましたが、宮跡については明治 30 年代になってもその場所すら不明なところが多く、ナショナリズムの高揚するこの時期、国体の完成のためにはこれらの場所を明らかにして顕彰していくことが必要となりました。

「御歴世宮跡保表ノ建議」は、明治 32 年（1899）3 月 6 日の第 13 回貴族院議会で発議され、全会一致で可決



図 6 長岡宮大極殿跡記念碑



図 7 平安宮大極殿跡記念碑

されたものです。その中では、歴代の宮殿の跡で、「形跡アル所ハ之ヲ修保シ形跡ナキ所ハ紀念碑又ハ石標ヲ建設シテ之ヲ保表シ」とあるように、遺跡の痕跡のあるところではこれを修理保存し、ないところでは石標を建てて遺跡の存在を顕在化しようとしたのです。この建議に先立って、長岡宮（図6）、平安宮（図7）の両大極殿跡はともに明治 28 年（1895）、大津市の大津宮跡では明治 30 年（1897）にそれぞれ記念碑が建立されておりました。

このような社会的背景もあって、次に述べる平城宮跡の保存も進んでいくことになるのです。

3. 平城宮跡の初期の保存運動と保存工事および史蹟指定

（1）初期の保存運動

この建議と同じ年の明治 32 年（1899）1 月 21 日、当時の奈良県の建築技師で、後に日本建築史の大家となる関野貞（図8）が平城宮跡の「大黒の芝」（せきの ただし）と呼ばれる土壇、現在の第二次大極殿跡を訪れまして、そこが大極殿の跡で、その南の整然と配置された土壇群が朝堂の跡だと確信し、踏査の成果を翌年元日の奈良新聞に発表しました。新聞記事には平面図も付けられていました（図9）。四角く描かれているのが想定される建物跡で、その中の黒く塗られている部分が田んぼの中に実際に残っていた土壇になります。このような遺構の残存状況から、平安時代の平安



図8 関野貞 (1968-1935)



図9 「古の奈良 平城宮大極殿殿遺址考」の図面の一部（奈文研 2022 より）

宮の建物配置を参考にして復元図を作るという作業をしたのです。

これによって遺跡の重要性が地元の都跡村で周知されて、顕彰の動きがすぐに始まり、翌明治 34 年（1901）には大極殿跡の土壇に木製の記念碑である標木が建設されました（図 10）。近年、このときの記録が当時の村長の子孫宅から、標木そのものが保存運動に関わった溝辺家からそれぞれ見つかり、ご寄贈を受けました（図 11）。その記録によると、地元での大極殿跡の顕彰計画は、全村挙げて協賛が得られ、寄附金で標木の制作や設置を行い、会場となった大極殿跡の土壇では、地元の奉仕活動で 6 日間地ならしが行われました。出席した招待者は 200 人、全体で 700～800 人が集まったようでは当時の様子や熱意が伝わってきます。

このときの趣旨書には、奈良時代 7 代の天皇を祀る神社を創建したいとしていました。その後の保存運動では、平安遷都 1100 年記念で明治 28 年（1895）に創建された平安神宮にならい、平城神宮の建設を目指して平城神宮建設会が設立されました。遺跡に関わる人物を祭神とする神社の創建は、当時の遺跡の保存顕彰方法の一つであり、また愛郷心の表現でもありました。ところが、田畠を潰しての神社建設には反対の声もあり、運動は行き詰まってしまいました。

こうした中で、私財をなげうってまで平城宮跡の保存運動に尽力したのが奈良の植木商、棚田嘉十郎（図 12）でした。明治 39 年（1906）、棚田ら 4 人が中心となり、平城宮跡保存会を組織し、平城宮跡千二百年記念祭と大極殿跡への記念碑建設を計画しました。明治 43 年（1910）4 月にはこうした運動が国からも認められ宮内省から下賜金もありました。そして、11 月には平城宮跡千二百年記念祭が大極殿跡の土壇上で開催されました。

このとき 1 本目の標木の南に記念碑建設を目指して「平城宮址記念碑建設地」と記した 2 本目の標木が建てられました（図 13）。この標木も溝辺家で保存されており、令和 3 年（2001）、



図 10 明治 34 年（1901）の標木に設置状況（奈文研 2022 より）

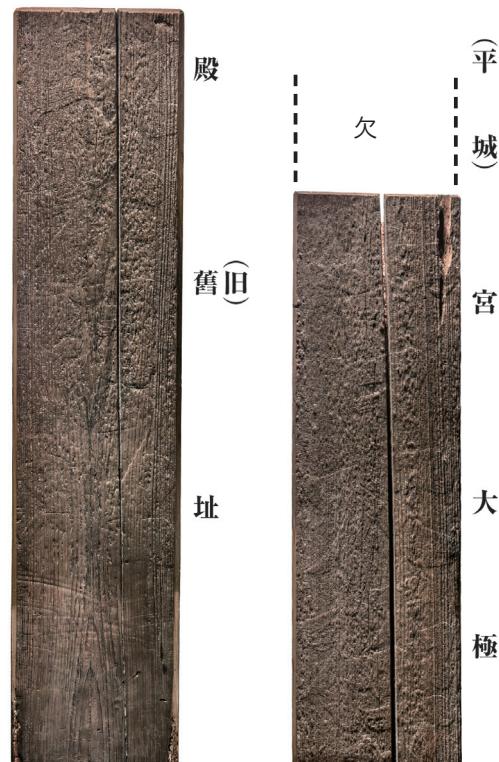


図 11 明治 34 年（1901）の標木（奈文研 2022 より）



図 12 棚田嘉十郎 (1860-1921) (奈文研 2022 より)

こちらもご寄贈を頂いたところでござります (図 14)。

記念祭の後、溝辺家の支援で棚田がしばしば上京して有力者に事業の贊助を願ったことで、明治 44 年 (1911)、ついに奈良県知事や東京の華族ら 11 人が発起人となって、かの徳川頼倫 (図 5) を会長とする奈良大極殿跡保存会が「東京」で発足することになり、大正 2 年 (1913) 2 月、徳川邸に事務所を置いて正式に保存会が設立されました。運動が一層全国的になったのです。保存会は遺跡の保存を大正 4 年 (1915) に行われる大正天皇のご即位記念の一端と位置付けました。遺跡の保存を現皇室と関連付けることにより遺跡を権威付け、遺跡保存にさらにはずみをつけるというような意味合いもあったと考えられます。趣旨書を発表し、保存と顕彰のために寄附金の募集を始めました。保存の具体的な内容は、大極殿跡や朝堂院跡に標石 28 基を設置し、大極殿跡と内裏の跡と考えられ

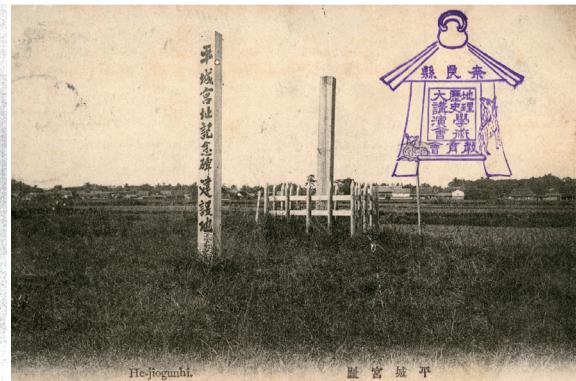


図 13 明治 43 年 (1910) の標木の設置状況 (奈文研 2022 より)

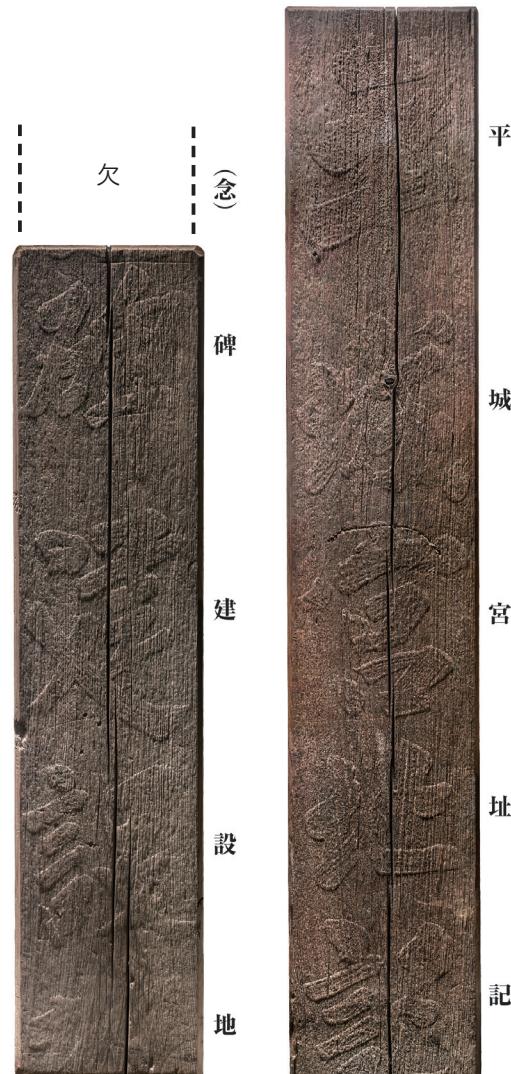


図 14 明治 43 年 (1911) の標木 (奈文研 2022 より)

た場所に記念碑を建て、必要な土地を保存会が買い取るとしました。

図 15 は保存計画図の一つで、関野貞は田んぼの中に残っていた高い土壇を緑色で示し、それを囲む形で建物跡や築地塀跡などを想定した復元図をベースにして、保存の考え方を記して署名しています。平安宮を参考にしているため、大極殿前に龍尾壇、回廊の東西屈曲部には楼閣、後殿の北に北西門を想定していますが、後の発掘調査でそれらがないことが明らかとなりました。ちなみに北面回廊より長く東西の段差あるいは高まりが表現されていますが、これは内裏南面回廊の跡で、平安宮の建物配置を当てはめて復元するには限界もあったのです。

図 16 も計画設計図の一つで、黒で塗られた土壇と、それを含む本来的な建物の範囲や築地塀の想定される場所および龍尾壇の上側部分の範囲が赤で示されていますが、そこを中心に当初は公有化をする計画でした。ところが建物群が囲む朝庭部などで後に建物が建ってしまっては景観が台なしになるということで、青斜線部の土地も購入する計画に変更しました。徳川は、会長就任後、会の目的の第一は保存つまり土地購入・公有化で、第二を顕彰としました。実際、寄附金で水田を購入し、奈良県知事名義にしています。

(2) 保存工事および史蹟指定

さらに、大極殿跡保存会は大極殿・朝堂院地区の区画を明確化するため、これを取り囲む石積みの溝を巡らす計画にし、大正 8 年 (1919) 9 月、工事を開始しました (図 17)。内務省の

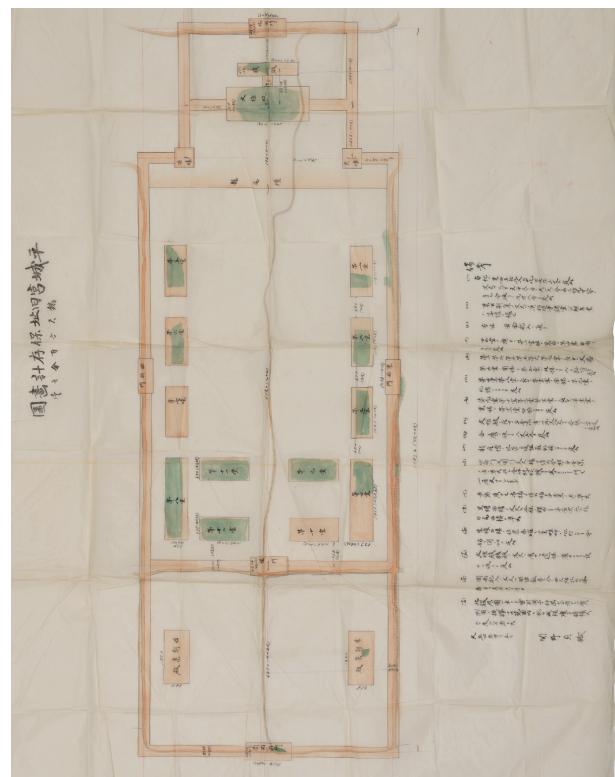


図 15 平城宮旧址保存計画図 (奈文研 2022 より)

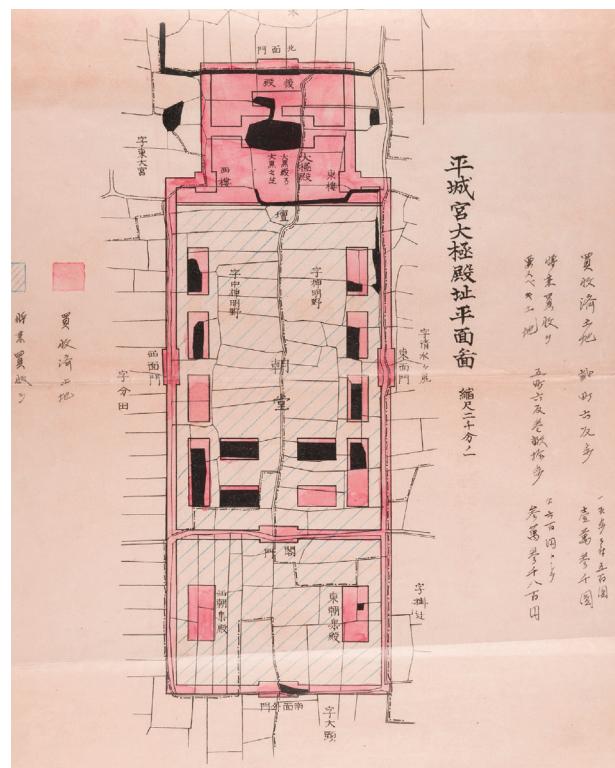


図 16 平城宮大極殿址平面図 (奈文研 2022 より)



図 17 石積み溝設置工事と現状（左上、右上、左下写真は奈文研 2022 より）

担当官が工事途中で現地を訪れて、遺跡を破壊するおそれがあるのではないかと指摘し、国は工事を中止させ、史跡指定を優先させることも検討しましたが、工事は一般の寄附者などからの募金によって行われていることや、設計に当たった関野らにも配慮して工事は続行されることとなりました。当時、遺跡の存在を見えやすい形で表現することが事業としては求められたことや、募金による民間の事業ゆえの限界もあったのだと考えられます。

そして、平城宮跡は大正 11 年（1922）10 月 12 日に史蹟に指定されました。翌年 5 月、奈良大極殿跡保存会は土地の公有化などその役割を終えたとして、朝集堂院の南に「平城宮跡保存記念碑」と記された石碑（図 18）を建立し、解散しました。大正 13 年（1924）には奈



図 18 大正 11 年（1922）奈良大極殿跡保存会建立の「平城宮跡保存記念碑」

良県が内務省の交付金を使って、保存会が計画していくできていなかった残工事などを行いました。図 19 が当時の竣工図です。緑色で示された建物跡の土壇の保存を図り、土壇の範囲を明示した標石、建物名を記した遺構標柱、境界標、史蹟の指定名称を記した標識、説明板の設置を行い、園路整備や排水設備工事等を行いました（図 20）。

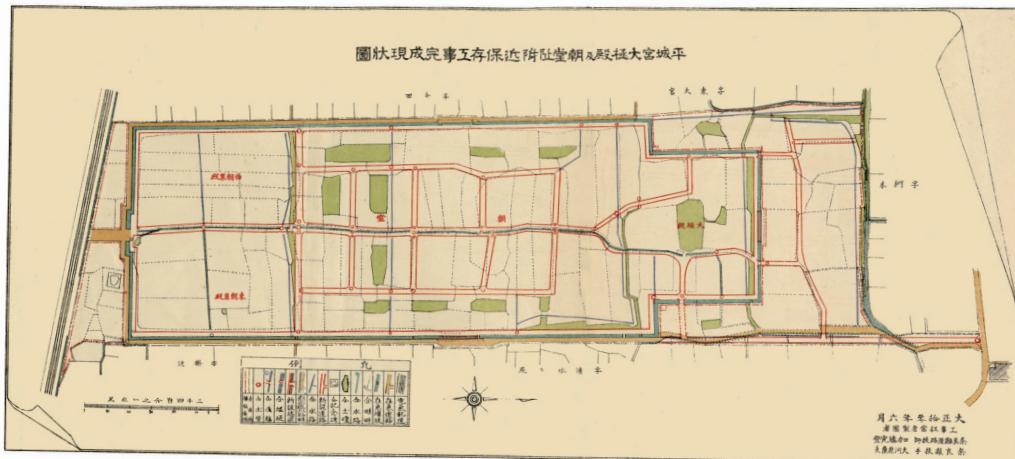


図 19 大正 13 年（1924）史蹟整備工事竣工図



史蹟平城宮址の説明板

「史蹟平城宮址」標識



「大極殿跡」標柱

「第五堂跡」標柱

図 20 大正 13 年（1924）の史蹟整備工事

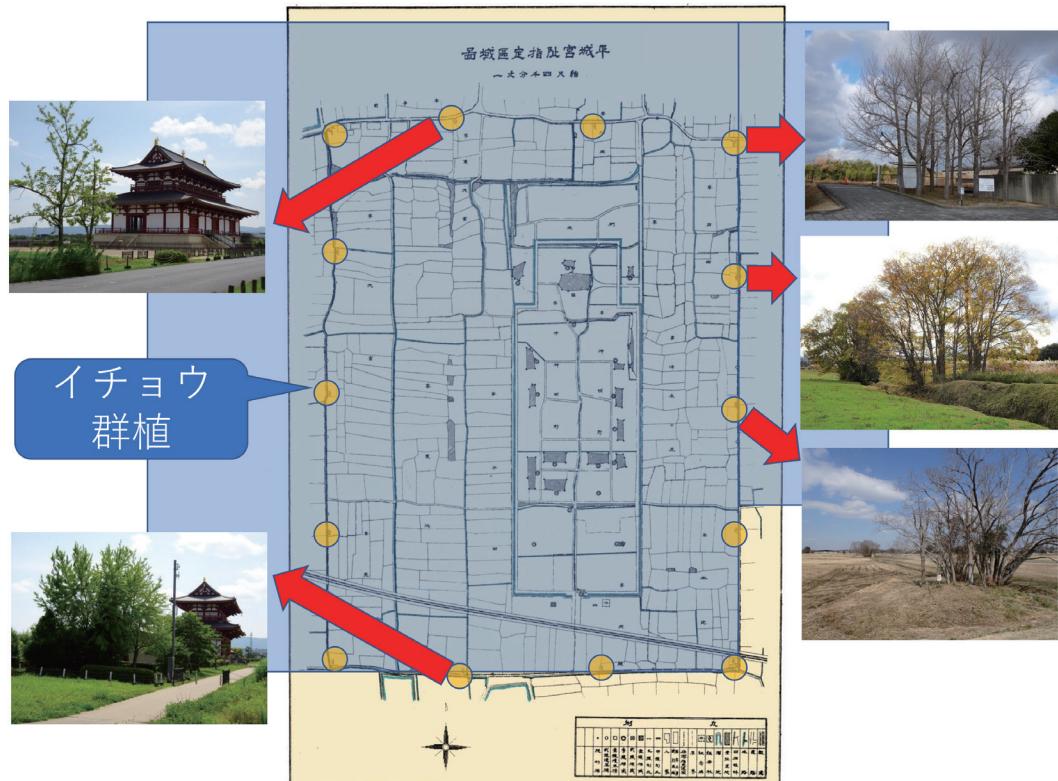


図 21 イチョウの群植

図 21 は当時の平城宮跡の史跡指定区域図に、水色で東院発見後の平城宮跡の範囲を示しています。平城宮跡の中央部の多くが史跡に指定されたことが分かります。そして、当時、史跡の指定地の範囲を明示するために 14ヶ所でイチョウの群植を行い、今も 5ヶ所でその一部が残っています。

その後は、文化財保護法による特別史跡への格上げや、発掘調査などの学術調査の進展に伴う指定区域の拡張が行われ、遺跡の保存、発掘調査成果の展示や表示、歴史的建造物の復元等の整備、活用事業も進んでいます。

そして、令和 4 年（2022）10 月 12 日、めでたく史跡指定 100 年を迎えます。ご清聴ありがとうございました。

引用文献

奈文研『のこった奇跡のこした軌跡—未来につなぐ平城宮跡—』 奈良文化財研究所 70 周年・平城宮跡史跡指定 100 周年記念特別展展示図録、2022 年

参考文献

高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房、1997 年

丸山宏『史跡名勝天然紀念物』の潮流—保存運動への道程』『史跡名勝天然紀念物』解説・総目次・索引』不二出版、2003 年

内田和伸 2020 「史跡名勝天然紀念物保存法制定までの史跡名勝の官有地化による保護」『史跡等の保存活用計画—歴史の重層性と価値の多様性』奈良文化財研究所 2020 年